

知
つてほしい！

伝えたい！

伊賀市の今



このコーナーでは、今年度、市が重点的に取り組んでいる子育てや移住交流、公共施設の見直しなどの施策について、市民の皆さんに知っていただきたい「今」を紹介します。

今回は今年度のこれまでの事業の状況をお知らせします。

移住・交流

今年度、地域づくり推進課に「移住交流係」を新設、「移住コンシェルジュ」が就任し、さまざまな移住相談に総合的に対応できる体制を整えました。

また、東京や大阪などで開催される移住相談会にも積極的に出展しています。

(地域づくり推進課)



子育て

4月から開設した子育て相談広場「にんにんパーク」は、子育て中の親子が自然の中でふれあひながら遊べる広場です。



9月25日(日)には、「葉っぱdeにんにん」を行いますので、ぜひお越しください。

(こども未来課)



公共施設

2030(平成42)年度までに施設の総延床面積の34%縮減をめざし、昨年度から第1期実行計画を実施しています。

対象99施設の具体的な検討を、公共施設マネジメントの3原則「総量の縮減」「機能の複合化」「運営の適正化」に基づき、進めています。

(管財課)

《問い合わせ》

管財課 ☎ 22・9610 FAX 24・2440
こども未来課 ☎ 22・9677 FAX 22・9646
地域づくり推進課 ☎ 22・9639 FAX 22・9694

◆ みんなで考えよう、ごみのこと

ごみを減らすための 4R 運動

【問い合わせ】 廃棄物対策課
☎ 20-1050 FAX 20-2575

市では、ごみの減量・リサイクルを進めるため「4R運動」を推進しています。

「4R運動」とは、次の4つの英語の頭文字(R)をとった運動で、日常生活の中でこれら4つのRを実行し、ごみを減らす取り組みのことです。

Refuse (リフューズ) 断る

～ごみになるものは断りましょう～
○すぐにごみになるものはもらわない。
○マイバッグを持参し、レジ袋や過剰包装を断る。



Reduce (リデュース) 発生を抑制する

～ごみになるものを減らしましょう～
○ごみが余分に増えないように、詰め替え商品を利用する。
○食料品は余らないよう計画的に購入し、使い切る。



Reuse (リユース) 再利用する

～物を繰り返し使いましょう～
○長く使えそうな商品を選ぶ。修理して大切に使う。
○いらなくなったら別の使い方を考える。欲しい人に譲る。
○繰り返し使用できる容器の商品を選ぶ。

Recycle (リサイクル) 再生利用する

～資源として再利用しましょう～
○正しく分別し、資源物として出す。
○リサイクル可能な商品やリサイクルされた商品を選ぶ。



ごみを減らすためには、一人ひとりがごみを減らす工夫をすることが大切です。

そこで、ごみを減らすポイント「4つのR」を心がけて、環境にやさしく、大切な資源として生かす取り組みを始めてみませんか。

お知らせ 寝たきり高齢者等福祉手当

【対象者】

- ①と②に該当する人
- ①次のいずれかの状態が6カ月以上継続している
 - 介護認定が要介護4または5である
 - 自立した生活が困難な重度の認知症（日常生活自立度が「M」）である
- ②月の1/3以上が在宅生活である

【支給額】 月額 3,000 円

※次に該当するときは支給対象外

- ①特別障害者手当・経過的福祉手当（いずれも国の手当）または重度障害者福祉手当（市の手当）の受給資格がある人
- ②病院や介護保険施設などに3カ月以上継続して入院または入所している人

【支給月】 年2回（4月・10月）

【受給方法】 本人からの請求により支給します。

◆状況届を提出してください

現在、寝たきり高齢者等福祉手当を受給している人は、受給資格確認のため、状況届を提出してください。

【提出期限】 9月23日(金)

【提出先・問い合わせ】

介護高齢福祉課

☎ 22-9634 FAX 26-3950

各支所住民福祉課

お知らせ 秋の全国交通安全運動

【運動期間】 9月21日(水)～30日(金)

【運動の基本】

子どもと高齢者の交通事故防止

【運動の重点】

- 横断歩道における歩行者優先の徹底
- 夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止（特に、反射材用品等の着用の推進及び自転車前照灯の点灯の徹底）
- 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 飲酒運転の根絶

◆9月30日は交通事故死ゼロを目指す日

記録の残る1968（昭和43）年以降、毎日、全国のどこかで交通事故死亡事故が発生しています。一人ひとりが交通ルールを守りましょう。

【問い合わせ】 市民生活課

☎ 22-9638 FAX 22-9641

お知らせ 重度障害者（児）福祉手当

◆重度障害者福祉手当

【対象者】

次の①～④のすべてに該当する人

- ①20歳以上の人
- ②在宅で常時床についている状態または外出困難な状態
- ③家族などほかの人の介護を必要とする程度の障がい
- ④次のいずれかの手帳を持っている人
 - 身体障害者手帳1～3級
 - 療育手帳A1（最重度）・A2（重度）・B1（中度）
 - 精神障害者保健福祉手帳1級

【支給額】 月額 3,000 円

※次に該当するときは支給対象外

- ①特別障害者手当・経過的福祉手当（いずれも国の手当）または寝たきり高齢者等福祉手当の受給資格がある人
- ②病院や診療所などに3カ月以上継続して入院している人

【支給月】

年2回（4月・10月）

【受給方法】

本人からの請求により支給しますが、認定については本人の障がいの状態や介護の状況について審査を行うなどの規定があります。

◆状況届を提出してください

現在、重度障害者福祉手当を受給している人は、受給資格確認のため、状況届を提出してください。

【提出期限】 9月26日(月)

◆重度障害児福祉手当

【対象者】

次の①②に該当する人

- ①3歳以上20歳未満の人
- ②次のいずれかの手帳を持っている児童の保護者
 - 身体障害者手帳1～3級
 - 療育手帳A1（最重度）・A2（重度）・B1（中度）
 - 精神障害者保健福祉手帳1級

【支給額】 月額 5,000 円

※障害児福祉手当（国の手当）の受給資格があるときは支給対象外。

【支給月】

年2回（4月・10月）

【受給方法】 保護者からの請求により支給します。

【提出先・問い合わせ】

障がい福祉課

☎ 22-9656 FAX 22-9662

各支所住民福祉課

お知らせ 9月20日～26日は動物愛護週間です

～いつも、いっしょ。だから、一生。～



動物愛護週間は、動物を愛する気持ちと動物の正しい飼い方について、皆さんに関心を持ってもらうための週間です。

最後まで責任を持って飼うことは飼

い主の義務です。病気になっても、年をとっても家族の一員として最後まで愛情と責任を持って飼いましょう。

また、あなたのペットが周りの人に迷惑をかけていないか気を配り、飼い主としてのマナーを守りましょう。

不幸な動物を増やさないために、飼う前に命を預かる責任について考えましょう。

◆動物の習性を理解し、最後まで責任を持って飼いましょう

犬や猫は10年以上生きる動物です。最後まで責任を持って飼えるか、飼う前に家族みんなで考えましょう。

◆近隣に迷惑をかけないようにしましょう

「三重県動物の愛護及び管理に関する条例」で、犬の放し飼いは禁止されています。また、鳴き声やふん尿などで近隣に迷惑をかけないようにしましょう。

◆むやみに繁殖させないようにしましょう

捨て犬・捨て猫などを増やさないように、繁殖を希望しない場合は、不妊・去勢手術を受けさせましょう。

◆飼い主を明らかにしましょう

迷子や盗難を防ぐため、鑑札・マイクロチップなどの標識をつけましょう。

【問い合わせ】 市民生活課

☎ 22-9638 FAX 22-9641

今月の納税

●納期限 9月30日(金)

納期限内に納めましょう

国民健康保険税（3期）

※納税は便利な口座振替で

【問い合わせ】

収税課 ☎ 22-9612